

御殿場市再犯防止推進計画（素案）



令和3年3月

御殿場市

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 市の取組事項

- 1 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの確実な提供・・・・・・・・ 6
- 3 非行の防止と修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 就労・住居を確保するための取組の推進・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 「御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会」の設置等

- 1 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 御殿場市再犯防止推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○参考資料

- 1 犯罪情勢等について
 - (1) 静岡県内の刑法犯認知（発生地主義）件数推移・・・・・・・・ 15
 - (2) 20歳以上刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（平成30年）・・・ 16
- 2 再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議(抜粋)・・・・・・・・ 19
- 4 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会要綱・・・・・・・・ 20
 - (2) 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会構成員名簿・・・・・・・・ 22
- 5 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会設置規程・・・・・・・・ 23
 - (2) 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会委員名簿・・・・・・・・ 24
- 6 計画策定までのプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 主な相談機関等連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

SDGsの17のゴール（目標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第1章 計画の策定にあたって

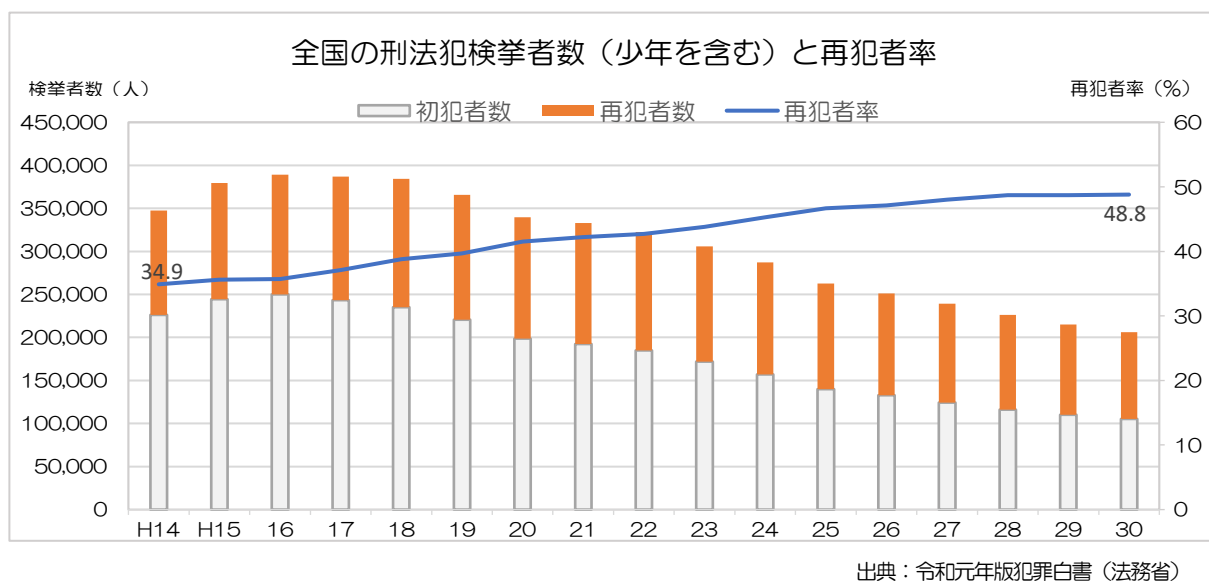
1 計画策定の目的

全国の刑法犯※の認知件数※は、平成14年の約285万件をピークに、平成28年には100万件を下回り、平成30年は約81万件となっています。また、静岡県
の刑法犯の認知件数も平成14年の約6万3千件をピークに17年連続で減少し、令和元年は17,876件、御殿場警察署においても512件と共に戦後最少となりました。

一方で、刑法犯検挙者の再犯者が占める割合（再犯者率）は、年々増加を続け、近年は約5割に近づいており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような状況から、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すること、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

そのため本市では、犯罪をした者等※が円滑に社会の一員として復帰・再出発ができ、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、「御殿場市再犯防止推進計画」を策定します。



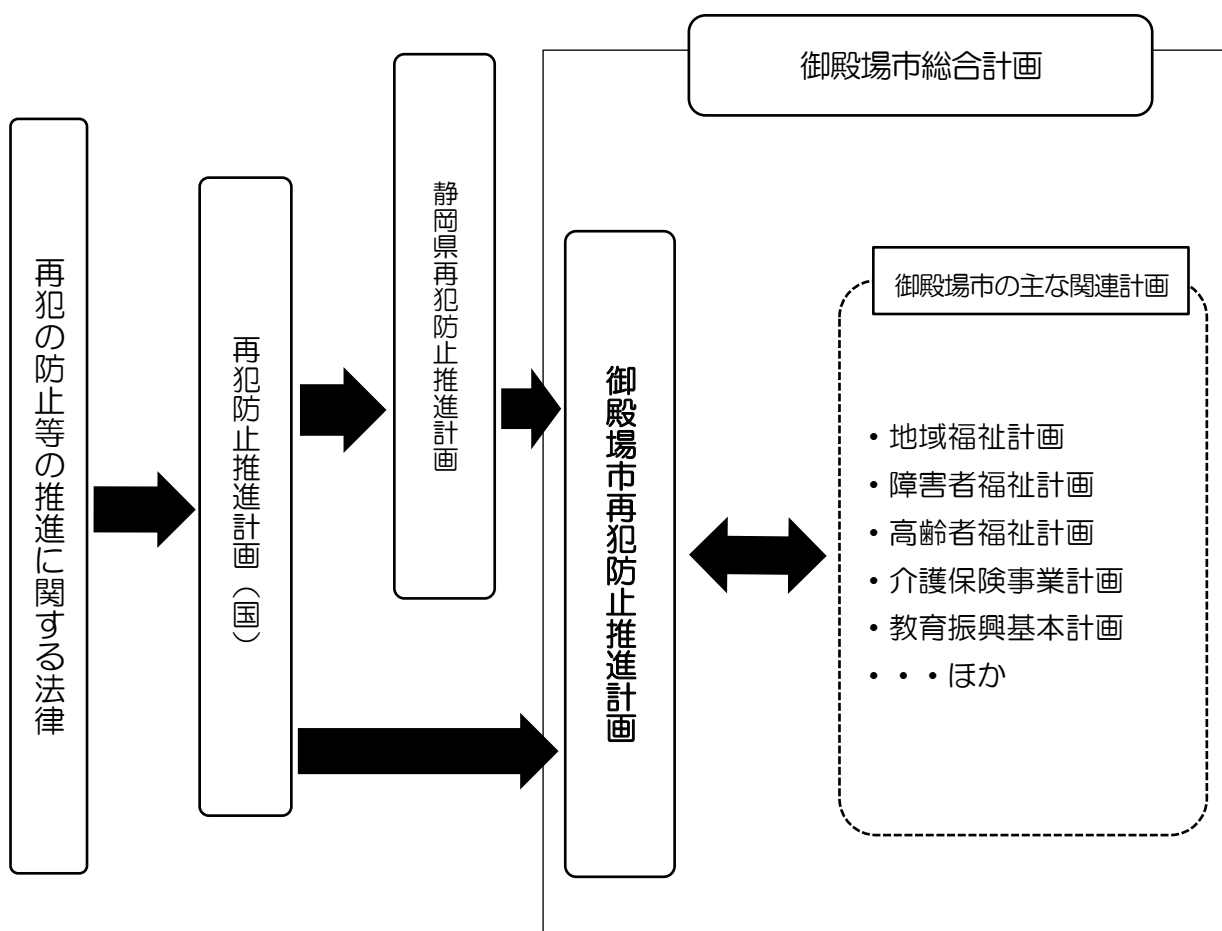
※刑法犯・・・刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪

※認知件数・・・犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数

※犯罪をした者等・・・再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」をいう。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画及び静岡県再犯防止推進計画を勘案して、御殿場市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として策定します。また、「御殿場市総合計画」をはじめとする関連計画と連携・整合を図りながら取り組んでいきます。



本市では、SDGsの推進に取り組んでおり、本計画は以下の目標に結びついています。



※ 参考 29ページ～30ページ

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画や静岡県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を基本方針として取り組んでいきます。

【基本方針】

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止、犯罪をした者等の立ち直り、再犯防止についての広報・啓発活動を行うとともに、差別や偏見をなくし、人権の重要性について理解を深めるための人権啓発活動を行います。

2 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの確実な提供

介護、福祉、保健、医療などのサービスが適切に提供できるよう、関係団体との連携を強化し、相談窓口の充実に取り組みます。

3 非行の防止と修学支援

学校をはじめとした関係機関が連携して、非行の未然防止、修学支援に取り組めます。

4 就労・住居を確保するための取組の推進

生活の安定のためには、就労・住居の確保が重要であるため、各施策や制度を活用し、就労や住居の確保の支援を行います。

第2章 市の取組事項



1 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等が、帰住先や就労先を確保し自立したように見えても、地域で孤立している人がいます。再犯の防止等に関する施策を推進するためには、地域の人の理解と協力が不可欠です。

◆ 現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

～国再犯防止推進計画（第6 2. 広報・啓発活動の推進等）～



社会を明るくする運動



人権についての啓発活動

◆ 市の取組

「社会を明るくする運動」※ 強調月間等における啓発活動の推進 <社会福祉課>
毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。7月上旬に関係機関や関係団体等と連携して街頭啓発活動を行うほか、地域団体等の協力を得て各地区単位でミニ集会が開催されており、運動への理解を深めています。 また、毎年、市内の小・中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文を募集しています。全国表彰や静岡県表彰のほか「社会を明るくする運動」御殿場市推進委員会委員長表彰等の各種表彰を行い、啓発に努めています。 再犯防止推進法第6条では、新たに7月を「再犯防止啓発月間」に位置付けており、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。
薬物乱用防止指導員※との連携による啓発 <社会福祉課>
「社会を明るくする運動」などにおいて、薬物乱用防止指導員によるチラシなどの啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや薬物乱用の恐ろしさを周知します。
人権についての啓発活動の推進 <くらしの安全課>
人権の意義や重要性について理解を深めることを目的に人権擁護委員会を中心に啓発活動を行うとともに、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間（7月）において啓発活動を行います。
相談事業の周知等 <くらしの安全課・社会福祉課>
行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員やボランティア等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談窓口の周知に努めます。

※社会を明るくする運動・・・犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。

※薬物乱用防止指導員・・・知事の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティア。

2 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの確実な提供

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、保護司[※]会などの関係団体や保護観察所[※]などの関係機関との連携を強化するとともに、行政サービスや福祉サービスを必要としている人に対し確実なサービスを提供し、息の長い支援を行うことが必要です。

(1) 関係団体との連携強化等

◆ 現状認識と課題等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会[※]、BBS会[※]等の更生保護ボランティアや（中略）多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向になっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

～国再犯防止推進計画（第6 1. 民間協力者の活動の促進等）～

◆ 市の取組

保護司の人材確保等 <社会福祉課>

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。市では、北駿地区保護司会や地域と連携しながら、機会をとらえ保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力を努めます。

地域福祉活動の推進 <市民協働課・社会福祉課>

自治会は、地域住民にとって最も身近な地域関係団体です。各地区で組織されている地域福祉推進委員会及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

地域の見守り活動の推進 <くらしの安全課>

平成18年3月に制定した「御殿場市防犯まちづくり条例」（平成18年3月8日条例第1号）にもとづき、市、市民、事業者等は、それぞれの責務を認識しつつ一体となって防犯まちづくりを推進し、市民が安全・安心に暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

犯罪の抑止につながる取組として、地域の目になる地域防犯ボランティアによる見守り活動を推進することなどにより、安全・安心な地域づくりに努めます。

※保護司・・・・・・・・保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行うほか犯罪予防活動なども行うボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

※保護観察所・・・・・・・・犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察※になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付執行猶予となった者等に対して、保護観察を行う法務省の機関。更生保護※及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っている。

※保護観察・・・・・・・・犯罪をした者や非行のある少年が社会の中で更生するように、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行っている。

※更生保護・・・・・・・・犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

※更生保護女性会・・地域における犯罪予防、青少年の健全育成や非行の防止、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

※BBS会・・・・・・・・Big Brothers and Sisters Movement
「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体。

（２）保健医療・福祉サービス等の利用

◆ 現状認識と課題等

高齢者（６５歳以上の者）が出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後５年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約４割の者が出所後６か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっている。（中略）矯正施設※出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センター※の設置、矯正施設、保護観察所が連携して必要な調整を行う取組（特別調整※）を実施してきた。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象にならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取り組み状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があることなどの課題がある。

～国再犯防止推進計画（第３ １．高齢者又は障害のある者等への支援等）～

◆ 市の取組

地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携 <社会福祉課>
自立が困難な犯罪をした者等が速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、静岡県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等関係機関との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、情報共有を図ります。
地域包括支援センター等との連携 <長寿福祉課><社会福祉課>
介護・福祉・医療に関する様々な相談に対応している地域包括支援センターや、福祉的支援を必要とする障害者をサポートする自立支援協議会等と連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように努めます。
相談窓口の充実 <健康推進課・社会福祉課>
保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保健医療・福祉サービスの手続きに来られた人が犯罪をした者等であるか否かを把握することは難しいため、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、多様な相談に応じ、関係機関と連携しながら解決できるように相談窓口の充実に努めます。

地域福祉計画等への対応 <社会福祉課>

高齢者や障害のある者等への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されています。福祉的支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、確実に支援に繋げることが重要です。そのため、地域福祉計画などの改定に際し、高齢者や障害のある者等であって犯罪をした者等に対する支援を盛り込むことを検討します。

※矯正施設・・・・・・・・犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※地域生活定着支援センター・・高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後ただちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関。

※特別調整・・・・・・・・高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整。

3 非行の防止と修学支援

犯罪や非行は、一人ひとりの経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的状況等様々な要因が複雑に絡み合って発生しています。関係機関や団体が連携し、非行防止と修学支援を推進することが重要です。

◆ 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院※入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にある。(中略)

学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

～国再犯防止推進計画（第4 1. 学校等と連携した修学支援の実施等）～



はればれダイヤル



薬学講座

◆ 市の取組

各種相談窓口の周知 <くらしの安全課・社会教育課・子育て支援課>

非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所※の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブルなどの相談に応じる法務少年支援センター静岡※の周知を図ります。また、非行等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家族に対する指導・助言等を行う少年サポートセンター※の周知を図ります。

学校生活、家庭生活など様々な悩みに専門の相談員が応じる「はればれダイヤル」の周知を図ります。

家庭や子供の問題について相談できる家庭児童相談室の周知を図ります。

子ども家庭総合支援拠点の設置 <子育て支援課>
家庭児童相談室と要保護児童対策地域協議会の機能を核とした、地域のすべての子供とその家庭等に対し切れ目のない支援を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度に設置します。
小・中学校における取組 <学校教育課・社会教育課>
市内各小・中学校では、児童・生徒に対して定期的に教育相談や生活アンケートを実施し、児童・生徒の実態把握に努めます。また、情報モラルに関する授業や講座を行います。生徒指導に関わる情報交換は、校内だけではなく、小中学校の連携や市の生徒指導連絡協議会の開催などを通じて、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。 問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラー※と本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、必要に応じスクールソーシャルワーカー※を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。
薬物乱用防止教育の取組 <学校教育課>
学校保健安全委員会、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等と連携し、児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育に取り組みます。

※少年院・・・家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、保護処分の執行を受ける者などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行っている。

※少年鑑別所・・・家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別※、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っている。

※鑑別・・・医学、心理学などの専門的知識及び技術に基づき、非行や犯罪に影響を及ぼした資質や環境上の問題を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示す。

※法務少年支援センター静岡・・・非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人の相談などに応じる際に使用する名称。

※少年サポートセンター・・・少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っている。

※スクールカウンセラー・・・学校現場において、児童・生徒、その保護者に対して心のケアやサポートを行う社会福祉の専門家。

※スクールソーシャルワーカー・・・日常生活の悩み、いじめや不登校など、児童・生徒が抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る社会福祉の専門家。

4 就労・住居を確保するための取組の推進



犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、就労及び住居の確保が必要不可欠です。しかし、犯罪をした人の雇用や入居には拒否感を持たれることが多く、支援が求められています。

(1) 就労の確保等

◆ 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

～国再犯防止推進計画（第2 1. 就労の確保等）～

◆ 市の取組

就労希望者に対する支援<商工振興課・子育て支援課・社会福祉課>

就労を希望する者に対し、就職セミナーの開催、訓練促進給付金の支給、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所などと連携した就業支援を行います。

生活困窮者自立支援事業※等による支援 <社会福祉課>

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、就労継続支援や就労移行支援を行い、能力等向上のための訓練、就労継続を図るための、相談、指導及び助言を行います。

協力雇用主※についての周知 <商工振興課・管財課>

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。また、市が行う公共工事の競争入札資格等において、協力雇用主に対する優遇措置の導入を検討します。

※生活困窮者自立支援事業・・・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者に対し、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、自立の促進を図る事業。

※協力雇用主・・・・・・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

(2) 住居の確保等

◆ 現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

～国再犯防止推進計画（第2 2. 住居の確保等）～

◆ 市の取組

公営住宅の募集状況の周知 <建築住宅課>
公営住宅の募集状況などについて、市広報や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。
住居確保給付金 [※] の活用 <社会福祉課>
住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。
一時生活支援事業 [※] の利用 <社会福祉課>
一時生活支援事業を利用し、生活の拠点を確保し、自立に向けた各種支援を行います。
住宅確保要配慮者に対する居住支援 <建築住宅課>
住宅セーフティネット制度に基づき、静岡県居住支援協議会 [※] を通じ、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう支援します。

※住 居 確 保 給 付 金 ・ ・ ・ ・ ・ 離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住宅を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金。

※一 時 生 活 支 援 事 業 ・ ・ ・ ・ ・ 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所、食事の提供を行うとともに、生活の自立に向けた就労支援等を行う事業。

※静岡県居住支援協議会 ・ ・ ・ ・ ・ 住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立している協議会。

第3章 「御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会」の設置等

1 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会

「御殿場市再犯防止推進計画」の策定に当たり、民間団体や地域の人など、幅広い人からの御意見を参考にするため、「御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会」を設置しました。

2 御殿場市再犯防止推進協議会

「御殿場市再犯防止推進計画」策定後に、懇話会をベースとして「御殿場市再犯防止推進協議会」（案）を設置し、この計画の進捗状況等の点検及び評価を行います。

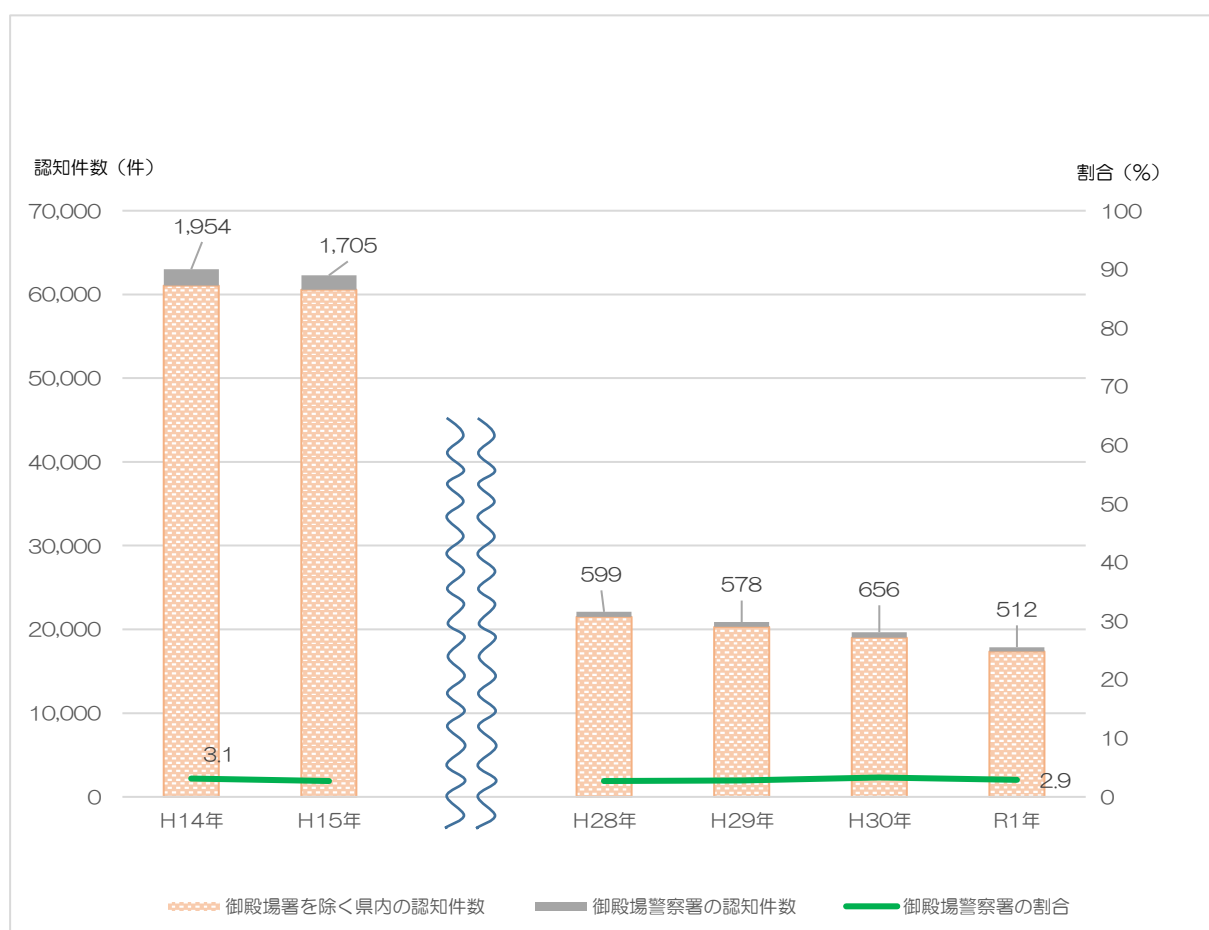
○ 参考資料

1 犯罪情勢等について

(1) 静岡県内の刑法犯認知（発生地主義）件数推移

	H14 年	H15 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 1 年
県内認知 件数	63,008 件	62,275 件	22,097 件	20,869 件	19,659 件	17,876 件
うち御殿場 警察署の認 知件数	1,954 件	1,705 件	599 件	578 件	656 件	512 件
割 合	3.1%	2.7%	2.7%	2.8%	3.3%	2.9%

出典：犯罪のあらまし（御殿場警察署）



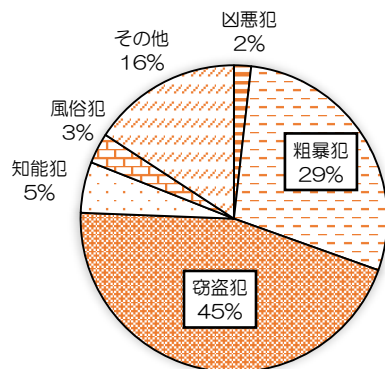
(2) 20歳以上刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（平成30年）

〈全国〉

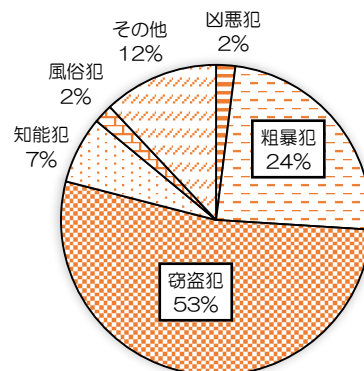
罪種別	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯全体	182,124 人	90,101 人	92,023 人	50.5%
うち) 凶悪犯	3,705 人	1,624 人	2,081 人	56.2%
うち) 粗暴犯	48,101 人	25,818 人	22,283 人	46.3%
うち) 窃盗犯	88,995 人	40,686 人	48,309 人	54.3%
うち) 知能犯	11,061 人	4,840 人	6,221 人	56.2%
うち) 風俗犯	5,082 人	2,896 人	2,186 人	43.0%
うち) 上記以外	25,180 人	14,237 人	10,943 人	43.5%
覚醒剤取締法	9,577 人	1,486 人	8,071 人	84.5%
麻 薬取締法	377 人	229 人	148 人	39.3%
大 麻取締法	3,066 人	1,219 人	1,847 人	60.2%

※法務省東京矯正管区からの提供データ

初犯者における刑法犯罪種別
構成比



再犯者における刑法犯罪種別
構成比

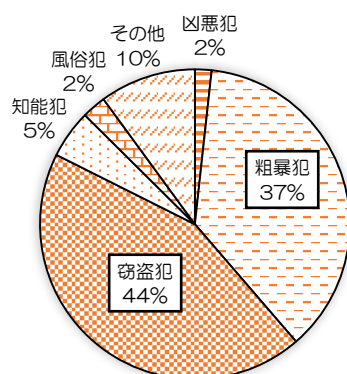


〈静岡県〉

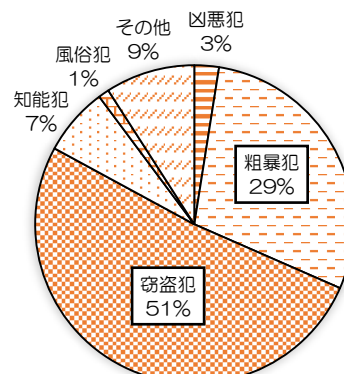
罪種別	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯全体	5,188 人	2,658 人	2,530 人	48.8%
うち) 凶悪犯	108 人	46 人	62 人	57.4%
うち) 粗暴犯	1,718 人	982 人	736 人	42.8%
うち) 窃盗犯	2,462 人	1,162 人	1,300 人	52.8%
うち) 知能犯	310 人	134 人	176 人	56.8%
うち) 風俗犯	94 人	67 人	27 人	28.7%
うち) 上記以外	496 人	267 人	229 人	46.1%
覚醒剤取締法	270 人	55 人	215 人	79.6%
麻 薬取締法	11 人	7 人	4 人	36.4%
大 麻取締法	108 人	56 人	52 人	48.1%

※法務省東京矯正管区からの提供データ

初犯者における刑法犯罪種別
構成比



再犯者における刑法犯罪種別
構成比

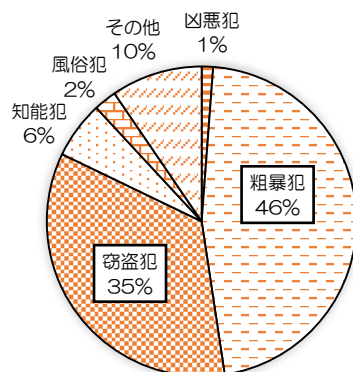


〈御殿場警察署〉

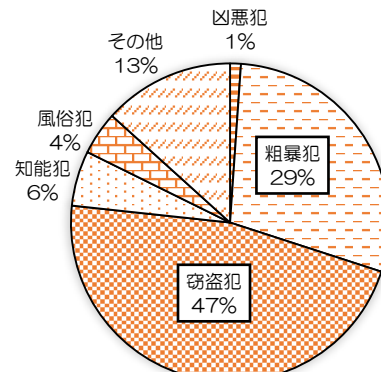
罪種別	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯全体	174 人	84 人	90 人	51.7%
うち) 凶悪犯	2 人	1 人	1 人	50.0%
うち) 粗暴犯	65 人	39 人	26 人	40.0%
うち) 窃盗犯	71 人	29 人	42 人	59.2%
うち) 知能犯	10 人	5 人	5 人	50.0%
うち) 風俗犯	6 人	2 人	4 人	66.7%
うち) 上記以外	20 人	8 人	12 人	60.0%
覚醒剤取締法	5 人	1 人	4 人	80.0%
麻 薬取締法	0 人	0 人	0 人	—
大 麻取締法	3 人	3 人	0 人	—

※法務省東京矯正管区からの提供データ

初犯者における刑法犯罪種別
構成比



再犯者における刑法犯罪種別
構成比



2 再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議(抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

4 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会

(1) 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会要綱

(趣旨)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく御殿場市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を聴取するため、御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、推進計画の策定に関する事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者（以下「構成員」という。）15人以内をもって構成する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 御殿場市民生委員児童委員協議会に属する者
- (3) 御殿場市社会福祉協議会に属する者
- (4) 就労・生活支援関係団体に属する者
- (5) 御殿場市区長会に属する者
- (6) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

- 2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員が、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人

を出席させることができる。

3 懇話会は、公開とする。

（謝金等）

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(2) 御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会構成員名簿

所 属	氏 名	備 考
御殿場市人権擁護委員会	内海 雅秀	有識者
北駿地区保護司会	内海 隆治	有識者
北駿地区更生保護女性会	田代 みよ子	有識者
御殿場地区薬物乱用防止指導員協議会	神成 拓磨	有識者
御殿場市民生委員児童委員協議会	佐藤 守	御殿場市民生委員児童委員協議会
御殿場市社会福祉協議会	齋藤 修一	社会福祉協議会
総合地域サポートセンターひまわり	須田 早苗	就労・生活支援関係団体
御殿場市区長会	青山 修二	区長会
静岡保護観察所	上岡 靖之	関係行政機関
静岡刑務所	田中 千江	関係行政機関
静岡少年鑑別所	内田 桂子	関係行政機関
静岡地方検察庁	藤原 豊彦	関係行政機関
沼津公共職業安定所御殿場出張所	鈴木 和久	関係行政機関
御殿場警察署	坂巻 裕	関係行政機関

5 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会

(1) 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく御殿場市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関する事項について調査し、及び検討する。

(組織)

第3条 委員会は、くらしの安全課長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、くらしの安全課長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

企画課長	管財課長	市民協働課長	社会福祉課長	子育て支援課長	長寿福祉課長
健康推進課長	商工振興課長	建築住宅課長	学校教育課長	社会教育課長	

(2) 御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
くらしの安全課長	上原 裕行	委員長
企 画 課 長	鎌野 晃	副委員長
管 財 課 長	新村 浩一	
市 民 協 働 課 長	井上 史代	
社 会 福 祉 課 長	山本 育実	
子育て支援課長	上道 幸胤	
長 寿 福 祉 課 長	岩岡 俊峰	
健 康 推 進 課 長	勝亦 敏之	
商 工 振 興 課 長	勝又 喜英	
建 築 住 宅 課 長	滝口 正仁	
学 校 教 育 課 長	勝俣 純	
社 会 教 育 課 長	山崎 和夫	

6 計画策定までのプロセス

年 月 日	内 容
令和2年7月20日	第1回御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会 ・計画策定のスケジュールについて ・計画素案の検討依頼
8月 7日	第2回御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会 ・計画素案の検討 (体系・重点目標等)
9月 4日	第1回御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会 ・計画策定のスケジュールについて ・計画素案の検討 (体系・重点目標等)
9月15日	第3回御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会 ・計画素案の検討
10月13日	第2回御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会 ・計画素案の検討
11月26日 ～12月10日	「みんなの声を活かす意見公募」(パブリックコメント) 実施
12月21日	第3回御殿場市再犯防止推進計画策定懇話会 ・パブリックコメントについて ・計画案の検討・確認 ・今後の予定について
12月22日	第4回御殿場市再犯防止推進計画策定庁内検討委員会 ・パブリックコメントについて ・計画案の検討・確認 ・今後の予定について
令和3年3月	計画策定

7 主な相談機関等連絡先一覧

○ 静岡県地域生活定着支援センター

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援等のコーディネート業務や、矯正施設出所後のフォローアップ業務を行っています。

また、矯正施設出所後も、受入施設等に対する必要な助言を行うとともに、本人、家族、行政機関等関係者からの相談に対応しています。

所在地	〒410-0301 沼津市宮本5-2
連絡先	電話番号：055-923-7984 FAX番号：055-923-7985

○ 静岡県精神保健福祉センター

依存症の専門相談員による依存症問題を抱える当事者や家族等を対象とした依存相談、民間支援団体や医療機関と連携した依存症患者への支援プログラム及び依存症患者の支援者を対象とした研修事業を実施しています。

所在地	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎別館
連絡先	電話番号：054-286-9245 FAX番号：054-286-9249 メール：mental@pref.shizuoka.lg.jp

○ 静岡県人権啓発センター

人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に対応しています。

所在地	〒422-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階
連絡先	電話番号：054-221-3330 FAX番号：054-221-1948 URL： http://jinken.pref.shizuoka.jp

○ 東部児童相談所

所在地	〒410-0301 沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎4階 東部健康福祉センター
連絡先	電話番号：055-920-2085

○ 自立相談支援機関 相談窓口（御殿場市）

所在地	〒412-0042 御殿場市萩原988-1 御殿場市民交流センターふじざくら内 御殿場市社会福祉協議会 地域福祉課
連絡先	電話番号：0550-70-7577

○ （公財）静岡県暴力追放運動推進センター

暴力団からの被害、暴力団からの離脱に関する相談に対応しています。

所在地	〒422-8067 静岡市駿河区南町11-1 静銀・中京銀静岡駅南ビル4階
連絡先	電話番号：054-283-8930 FAX番号：054-283-8940 URL： http://www.shizu-boutui.or.jp

○ 法務少年支援センター静岡

非行・犯罪の専門機関として、非行・犯罪に関する問題や思春期の子どもたちの行動理解等に関する事柄について、未成年に限らず、成人の心理相談に対応しているほか、関係機関からの法教育、研修・講演等の依頼にも応じています。

所在地	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2-27-7
連絡先	電話番号：054-281-3220（相談専用） 054-281-3208（法教育、研修・講演等受付）

○ 沼津警察署沼津地区少年サポートセンター

非行等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家族に対する助言等を行っています。

所在地	〒410-8508 沼津市平町19-11
連絡先	電話番号：0120-783-410

○ 御殿場市福祉事務所

所在地	〒412-8601 御殿場市萩原483
連絡先	電話番号：0550-82-4239

○ 地域包括支援センター（御殿場市内）

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、介護・福祉・医療に関する様々な事について相談ができます。

名称	所在地	電話番号
地域包括支援センター 御殿場十字の園	〒412-0028 御殿場市御殿場 1 8 4－1	0550-84-5950
地域包括支援センター さくら通り	〒412-0042 御殿場市萩原 1 1 8 0－6	0550-70-3331
地域包括支援センター 菜の花	〒412-0042 御殿場市萩原 9 8 8－1	0550-70-6804
地域包括支援センター あすなろ	〒412-0044 御殿場市杉名沢 1 3 1－1	0550-89-7929
地域包括支援センター 富岳	〒412-0033 御殿場市神山 1 9 2 5－ 1 1 9 3	0550-87-6873

○ しずおかジョブステーション東部

県では、求職中の方を対象とした支援施設「しずおかジョブステーション」を東部地域では沼津市に設置しています。ステーションでは、学生、若者から中・高齢者・育児中の方まで幅の広い就職相談や、様々な対象別セミナーを用意し求職者のみなさんを就職へと導きます。就職相談では、専任キャリアカウンセラー（有資格者）がアドバイスします。

所在地	〒410-0801 沼津市大手町 1－1－3 沼津商連会館ビル2階 静岡県東部県民生活センター内
連絡先	電話番号：055-951-8255
内容等	総合案内・受付 就職相談コーナー ハローワークコーナー

○ ハローワーク御殿場

所在地	〒412-0039 御殿場市竈 1 1 1 1
連絡先	電話番号：0550-82-0540

SDG s の 17 のゴール（目標）

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料の安定確保及び栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を推進する。
	9. 産業と技術革新の基盤を作ろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の拡大を図る。
	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。

	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDG s（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）とは

2001年に策定されたMDG s（ミレニアム開発目標）の後継として、2015年に国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するために、17のゴール（目標）、169のターゲットから構成されている。地球上の誰一人として取り残さない、誰も置き去りにしない(leave no one behind)ことを目指している。